

2007 年度 事業報告書



特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ

Human Rights Now

挨拶

おかげさまで、2006年7月28日に設立したヒューマンライツ・ナウも二年を迎えることができました。みなさまの日ごろのご厚情に心より感謝いたします。

発足以来、「重大な人権侵害の調査・世界への発信」(フィリピン超法規的殺害)、「外交政策・ODAと人権」、「女性に対する暴力」、「平和構築と人権」(カンボジア・クメール・ルージュ法廷)、「人権教育」などの分野でプロジェクトをつくってまいりましたが、今期はさらに、ビルマ(ミャンマー)の人権に関するプロジェクトも結成され、活発な活動を展開し、一定の分野で成果を収めるに至っております。来期は、さらにこうした活動を発展させ、アジア地域を中心に、人々のかけがえのない人権を実現するために、専門性と機動性、世界の人権団体とのネットワーク強化を強めていく所存です。

また、今期は国連に対し、日本の人権状況に関する情報提供を行い、その結果が成果を収めており、今後ともフォローアップにつとめていきます。

私たちが取り組む人権問題の訴えが現実を変える力を持つためには、国内そして国際社会において影響力を一層高めていく必要があります。

そのために組織規模・財政規模をさらに充実させ、発信力の一層の向上に努めていくことが重要であります。

若手の法律家が運営の中心を担っておりますが、様々な知識と経験をお持ちの会員のみなさまからのご指導・ご鞭撻をいただき、努力を重ねていきたいと考えております。

会員のみなさまからの、お力添えを今後とも何卒よろしく願いいたします。

第一 活動報告

一 HRNの活動

HRNは、以下の活動を行うことを目的としている。

I 国際支援事業

①人権に関する状況の調査・公表

人権侵害に苦しむ地域に駆けつけて現地NGOと協力して事実調査を行い、世界にむけて報告し、人権状況の改善を訴える。

② 法整備支援その他の人権の促進保護にかかわる協力

③ 人権の専門家の交流促進

平和構築における人権・法の支配の尊重の実現、困難な状況におかれた人権活動家のエンパワーメント

II 人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業

① 人権状況の改善のために行う、政府機関・営利企業・国連機関等に対する政策

提言・要請活動

人権状況の改善のために、国際社会への働きかけ・外交政策の変更を求める、アジア地域等の人権侵害の状況改善のための日本政府等へのアドボカシー

② 人権理事会、条約機関、地域協力機構での人権基準の設定・実施に貢献する調査研究・提言活動

国連人権理事会初め国連諸機関への調査・提言・モニタリング・ロビー活動による国際人権基準の発展に対する貢献、ASEAN そのほかアジア地域機構に対する人権面からのインプット

③ 日本の人権問題の解決促進に資する国際人権基準の普及・発展のための事業

④ 諸外国の人権状況及び諸外国における人権の促進保護にかかわる活動の紹介・普及事業

⑤ 日本の人権状況の諸外国への紹介に関する事業

III その他目的達成のために必要な事業

なお、2008年4月21日特定非営利活動法人 HRN の登記を完了したが、活動自体は昨年の総会以降切れ目なく行われているので、以下の報告では、2007年7月1日から2008年4月20日までの任意団体であるHRNの活動と、特定非営利活動法人HRNの活動を特段区別せずに記載した。

このうち、本年は、国際支援事業として、調査、告発のほか、人権教育・人権活動家支援にも力点を置いて活動した。人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業については、外務省のみならず、国会議員に対するアドボカシーも進めており、また、国連人権理事会の普遍的・定期的審査に情報提供を行うなどの国内人権問題においては、広報・セミナー、情報発信・外交・ODA 政策に関わるアドボカシーを中心に活動した。以下、プロジェクトを中心とする活動を記していきたい。

二 プロジェクト報告

I 国際支援事業(人道法プロジェクト)

紛争は多くの人権侵害をもたらし、また人権侵害の横行とそれに対する不処罰は紛争を生み出す原因となっている。本当の平和を構築するためには、過去の人権侵害と向きあい、これを克服するプロセスが重要である。HRN は、紛争などに起因した深刻な人権侵害から立ち直ろうとする社会において、過去の人権侵害の真相を解明し、法の裁きや和解を実現するプロセス(Transitional Justice) を支援する活動を展開している。

1 カンボジア特別法廷(ECCC)の進展とモニタリングの継続

1) カンボジア特別法廷

1970年代のカンボジアのクメール・ルージュ政権時代の重大人権侵害を裁くためにカンボジア政府と国連との合意によってカンボジア特別法廷(ECCC)が設置された。1975

年4月から1979年1月の間、クメール・ルージュ(ポル・ポト派)政権は、恣意的な拷問や処刑、虐殺、強制移住、強制労働などの深刻な人権侵害を行った。強制結婚や集団強姦などの女性に対する人権侵害も指摘される。人権侵害による死亡者は150万人以上とされ、ほとんどのカンボジア市民が自分や家族に何らかの被害を蒙った。しかしながら、その後の紛争継続もあり、責任者に対する実効的な裁判と処罰が無いまま20年以上が経過した。和平協定と国連暫定統治を経て、1993年に新憲法に基づく政権が樹立されるが、交渉の末、カンボジア政府と国連が特別法廷設置に関する合意に達したのは2003年であった。同政権期の「人道に対する罪」などの重大犯罪について、同政権の上級幹部及びこれらの犯罪に最も責任がある者が訴追の対象となる。

HRNは、この法廷が本格的に動き出した2006年夏以降、この法廷に関するモニタリングと提言を行っている。

2) 被害者の権利に関するアドボカシー活動

HRNは、特に、被害者参加の問題を重視している。人権侵害の被害者が十分に参加して意見を述べ、彼らに対する補償が実現することは、平和構築のプロセスと国民和解において極めて重要である。ところが、2006年夏当時、クメール・ルージュ法廷の運用のなかで、被害者の地位は明らかにされておらず、国際的な議論の中でも被害者の問題はほとんど置き去りにされていた。

こうしたなかで、HRNは2006年9月、意見書「被害者に正義を」([http://www.ngo-hrn.org/project/JusticeforVictims\(HRN-Japan\)english.pdf](http://www.ngo-hrn.org/project/JusticeforVictims(HRN-Japan)english.pdf))を発表。カンボジアの平和構築プロセスにおいて、被害を受けたカンボジア市民がこの法廷に積極的に参加して被害を語り、今後の平和構築のあり方や補償のあり方に意見と希望を述べる機会を持つことが、同国の平和構築プロセスにとって非常に重要であること、最近の国際刑事法廷の趨勢からも被害者の権利が認められるべきことを述べ、被害者参加手続などを明記した規則を求めた。

同年10月の現地訪問でもECCCスタッフや現地NGO等に対して被害者参加に関するアドボカシー活動を行ってきた。

3) 活動の成果

今年度は、HRNが提言してきた被害者参加制度(付帯私訴、補償措置を求める権利、集団的代理、被害者ユニットの設置等)を取り入れた内部規則が、2007年6月12日にECCC司法官会議で採択されるという重要な成果があった。

その後、同年7月に5人の被疑者に対する司法捜査(予審)が開始、9月ヌオン・チアの逮捕、11月にイエン・サリ、イエン・ティリ、キュー・サンパンの逮捕があった。なお、被害者参加に関して、後述する現地調査後の重要な動きとして、ヌオン・チアの勾留に対する異議申立て手続きに被害者(付帯私訴当事者)の代理人が初めて参加した。

4) 現地調査など

① 現地調査

昨年 11 月中旬に現地に行き、ECCC のスタッフ、カンボジア NGO、国際 NGO、在カンボジア日本大使館などを訪問し、被害者参加の問題や、監査等によって指摘されていた ECCC の内部運営上の問題点について、状況を把握するとともに意見交換を行った。

② 要請書(対日本国外務省)

ECCC の内部運営上の問題点の抜本的改善のためには最大ドナーである日本政府の役割が大きいと、外務省の行動を求める 12 月 12 日付要請書を作成し、これに基づいて外務省南東アジア一課にも直接要請を行った。

③ 報告会・報告書

12 月 12 日に上記現地調査の報告会を開催し、同日付の現地調査報告書に基づいて報告した。今後の HRN の活動についても参加者から意見を頂き、議論した。

5) 集団訴訟の調査研究

上記現地調査を踏まえ、日本における集団訴訟の実務を紹介し、一定の提案をすることは ECCC における被害者参加に有用であると判断し、2008 年 2 月頃からこのためのチームを立ち上げて、日本の代表的な集団訴訟に関する情報収集、調査に着手。最終的に 7 月 9 日にレポート「集団被害者訴訟の実務」をまとめた。

6) 今後の課題

ECCC における手続きが進展するにしたいが、現地調査を含むモニタリングの強化が必要である。日本におけるアウトリーチ活動も検討したい。また、日本在住のカンボジア難民からの聞き取りについて引き続き検討する。

II 国際支援事業(女性と子どもの人権プロジェクト)

1 プロジェクトの趣旨

アジア地域では、女性に対する深刻な暴力が続いている。名誉の殺人、強制 婚、強制避妊、中絶の抑圧、人身売買、子どもの商業的性的搾取、サティ(夫の葬儀に生きている妻も埋葬するインドの慣行)、ダウリー(結婚の際に妻が夫に対する多額の持参金支払いを要求されるインドの慣行。持参金が少ないために夫の家族に暴力をふるわれ、殺される女性も多い)などが横行し、紛争に起因した女性に対する暴力も深刻である。

こうした状況を受けて、2007 年、HRN 内に女性と子どもの人権プロジェクトチームが発足された。このプロジェクトは、アジア地域における女性に対する暴力の問題に焦点をあて、実態調査に基づいた問題提起、告発、政策提言等を行うことを、主な目的とするものである。

調査対象は毎年 1 カ国に絞り、実際にファクト・ファインディング・ミッションを送 現地での情報収集を行う予定である。

2 今期の活動

今期は、当プロジェクトチーム(弁護士及び研究者等、約 10 名で構成)はインドを取り上

げ、ダウリー(結婚の際に妻が夫に対する多額の持参金支払いを要求されるインドの慣行)や持参金殺人、サティ(夫の葬儀に生きている妻も埋葬するインドの慣行)、ドメスティック・バイオレンス、女兒に対する暴力等に注目し、調査を進めている。

具体的には、毎月1回、プロジェクトチーム研究会を開催し、テーマに沿った文献から、女性に対する暴力の実態や、女性を保護するための法律の有無等、問題の背景となる要因の把握に努めている。

3 今後の予定

2008年9月12日～22日、調査のためにインドにミッションを送る。調査期間中は、都市部と農村部を訪れ、被害状況や法政策の浸透度、救済制度の充実度等の比較を試みる予定である。また、政府関連機関や現地のNGOを訪問し、多角的に問題の検証が行えるような資料・情報を収集する。

帰国後は、報告書を作成し、調査により明らかになった問題点の解決にむけて、政策提言を行い、現地の政府機関やNGOと連携してインドにおける女性の人権状況の改善を目指す。また、日本国政府の開発援助政策のなかで女性の人権問題が位置づけられるよう、開発援助政策に対してアドボカシーを行う予定である。国の内外で、調査成果を発表する場を設け、国連機関やその他の政府間機関、国際NGOなどを対象に、国際的なロビーを展開してインドにおける女性に対する暴力の深刻さを広く訴える。

III 国際支援事業(人権侵害事実調査・公表プロジェクト)

重大な人権侵害が発生している地域に赴き、現地NGOと協力して事実調査を行ない、これを世界に発信すること、そして人権侵害を停止させるための様々な働きかけを行うことを目的にしている。

1 フィリピン事実調査とアドボカシー

2001年以降、フィリピンでは数百名の人権活動家、社会活動家等が殺害されている。被害者の中には、農民団体、労働組合、左翼政党の幹部や、ジャーナリスト、聖職者、法律家などが含まれている。このような超法規的殺害は、教会組織、人権団体などを通じて国際的な関心を集め、フィリピン政府も、2006年5月には、国家警察内に特別チームを作り、2006年8月には、メロ元最高裁判事を委員長とする特別調査委員会を発足させ2007年1月にはメロ委員会が「軍の一部が殺害に関与している」ことを含む報告書を発表、これを受けて、大統領は殺害の責任者を裁く特別法廷の設置などの対策を公表した。同年2月には、国連の超法規処刑等の特別報告者であるフィリップ・アルストン氏がフィリピンを訪問し、軍が殺害に関与したことは明らかである、とするプレスステートメントを発表した。しかし、依然として、殺害事件は止まらず、責任者の追及も不十分なままである。

そこで、HRNは、現地人権団体などの要請を受けて、事実調査を行い、報告書を公表した。

1) 調査報告書の概要

2007年4月14日から22日にかけて、調査団を派遣し、フィリピンの超法規的殺害と強制失踪について、被害者の家族、目撃者等からの聞き取り、政府関係者との会談をした。その後、調査に協力していただいたフィリピンのNGOからの情報、新聞報道により、その後のケースの状況をフォローし、2008年3月発表した。

調査団は、33人の犠牲者を含む15件の超法規的殺害事件、それに9人の犠牲者を含む3件の強制失踪事件について聞き取り調査を行い、目撃者等が、軍の関与を明確に指摘しているものがあった。また、犠牲者が、新人民軍のフロント組織であるとか、「国家の敵」として、政府や国軍により非難されており、左翼運動を中断させるために、軍隊によって嫌がらせや、死の脅迫を受けているなどの共通点があった。

超法規的殺害の犠牲となった人たちは、法曹、人権活動家、労働組合のリーダー、聖職者、市議会議員や左翼活動家などであり、普通に生活している人の人権を擁護する人たちばかりである。そのような人たちに対する殺人事件は、市民のなかに恐怖心を生じさせ、社会全体に委縮効果を及ぼすものである。それは、表現の自由、究極的には民主主義を掘り崩すことにほかならない。

報告書では、フィリピンの国家機関の各部門、新人民軍等、日本政府と国際社会に対して、18項目の勧告をした。フィリピンの人権委員会は、調査能力の強化のため、最近科学的調査センターを設立することを発表しており、反乱罪で訴追され拘禁されている収容者の状況について、事前通告なく委員長が、訪問し調査するなど、勧告事項のうち受け入れられているものもある。

2) 調査結果に基づく活動

国連人権理事会において、国連の全加盟国について、4年に1度人権状況を審議する、普遍的定期的審査(UPR)というものが行われている。2008年4月に、フィリピンの審議があり、この報告をもとに、外務省に対しフィリピンの審議においてこの問題を取り上げるように要請した。実際審議においては、日本政府は、フィリピンの審査において超法規的殺害についての対応について質問をした。

3) 今後の活動

2008年になっても、殺害は続いており、今後も情報を収集し、他団体と共同しながら、殺害をやめ、責任者の責任を追及し、被害回復を図るためキャンペーンを展開したい。

2 ビルマ事実調査とアドボカシー

1) ビルマの人権状況

ビルマでは、SPDCによる軍事独裁政権が人々を抑圧している。1990年5月27日、ビルマで30年ぶりとなる複数政党制に基づく総選挙が実施され、アウンサンスーチー氏が書記をつとめるNational League for Democracy(NLD)が485席中392議席を獲得し、軍事政権が支持した民族統一党(NUP)はわずか10議席を獲得するに止まった。

軍事政権は選挙結果を認めず、政権移譲の無期限延期を表明し、「早期に政権委

譲するよりも安定した憲法をまず作る」として、民主化のためのロードマップを提唱し、NLD等の民主化勢力を弾圧しつつ、憲法制権国民会議を設置して、長期間にわたる憲法制定手続を続けてきた。一方で少数民族に対する武力による弾圧、強制労働、レイプなどの人権侵害も続いている。

その後、いくたびかの民主化運動の高揚があったが、その都度弾圧された。民主化活動は厳しく弾圧され、ビルマには現在1800名を超す政治犯が収容・拷問されている。

2007年9月、ビルマにおいて僧侶らを中心とする民主化運動が高揚し、世界で報道されたが、ビルマ軍事政権(SPDC)によって武力弾圧されている。

こうしたビルマの人権状況はアジア地域のなかでも最も深刻な状況のひとつと考えられる。

2007年3月、ビルマの人権と民主化の促進を求めて国外で活動する法律家の集まりである「ビルマ法律家協会」のアカウントー事務局長が来日し、HRNのメンバーと交流の機会を持ち、ビルマの人権問題に関する取組みを依頼されたのを受けて、2007年5月以降、HRN内にビルマ・チームが結成され、活動を続けてきた。

2) 事実調査

① 第一次訪問

2007年9月13日から17日にかけて、HRNのメンバー3人がタイ・ビルマ国境の町メイソットを訪れ、ビルマ法律家協会との懇談、ビルマ法律家協会が運営するピース・ロー・アカデミー視察、政治犯支援機構訪問、少数民族の団体との交流、女性団体からの事情聴き取り等を行った。

HRNのメンバーであるジョアンナ・ストラットンが現地コーディネーターをつとめた。

ピース・ロー・アカデミーは、ビルマ法律家協会が中心となって運営している、ビルマの少数民族や難民の若者が人権・民主主義・法律などを勉強し、次世代のリーダーとして成長していくのを助けようとする法律学校であり、タイ・ビルマ国境のメイソットにある。HRNメンバーは講義を傍聴するとともに、学生たちから国内の状況についての話を聞き、HRNメンバーが講義とディスカッションを行うなどした。学生たちからは、ビルマ国内にいた頃は人権という概念すら知らず、人権が否定された状況であったこと、ピース・ロー・アカデミーでの勉強が有意義であること、自分たちが未来のビルマを作るのだという熱い思いを持っていることなどを聴取した。

政治犯支援機構では、元政治州犯2名から、たった一枚のピラを所持していただけで逮捕された状況、逮捕拘留中に受けた拷問の具体的内容、弁護人なしで行われた刑事裁判の様子、刑務所内における非人道的な取り扱いの状況に関する事情聴取を行った。

さらに、少数民族の団体から、いかに政府からの迫害を受けてきたか、について、女性団体からは、女性が軍政の暴力や経済的困窮によりどのような地位に置かれ

ているのか、などについて事情聴取を行った。



② 第二次訪問・調査

2008年2月8日から2月14日にかけて、2007年8月から9月にかけてビルマ国内で起こった民主化運動に対するビルマ軍政による武力弾圧の実態調査及び難民キャンプ視察のため、2007年9月にメイソットを訪問した HRN アドバイザーである渡邊彰吾弁護士およびジャーナリストの田辺寿男氏の3人が再度メイソットを訪問し、調査を行った。

また、今回については、広く国会議員に視察に参加してほしい、との考えから、各党国会議員に参加を呼びかけ、民主党の今野東参議院議員のご参加を得ることができた。

メイソットでは、ビルマ国内で民主化運動に参加した僧侶7名・市民8名から事情聴取を行った。彼らはいずれも民主化運動に参加したことを理由に、軍事政権から逮捕される危険に晒され、タイに避難せざるを得なくなった人々である。

これらの人々からは、僧侶らがどのようにデモを組織したのか、僧侶・市民らが行っていたデモが武器を持たない平和的な抗議行動であったこと、これに対しビルマ軍政・治安部隊が武力による弾圧を行ったことを確認し、軍政およびその協力者たちが、平和的な活動をする一般市民に銃口を向け、意図的に殺傷した事実を聞き取った。

難民キャンプでは、カレン民族の人々からビルマ軍政が少数民族に対し行っている人権侵害の実態を聞き取った他、第三国定住でアメリカに出国する難民達に対し行われている講義を視察した。

さらに、女性団体や少数民族団体、民主化を求める諸団体との意見交換の機会を持った。1990年に選出された国会議員らとの会合に参加し、軍事政権が提案している憲法制定国民投票と憲法草案がいかに関民主主義に逆行するものであるか、などについて詳細な報告を受けた。

3) 報告書の作成・公表

2008年4月6日、HRNが2回にわたり行った事実調査、ビルマにおける人権侵害の状況に関する国際文書の検討等を基に、調査報告書「ビルマの人権状況と民主化への道- サフラン革命から半年、2008年2月、タイ・ビルマ国境人権事実調査報告書」(<http://www.ngo-hrn.org/active/b.pdf>)を発表した。

この報告書のなかでは、ビルマの人権状況に関する歴史的な推移と法律制度、人権侵害の具体的状況、15名の市民・僧侶の証言に基づく、昨年9月の武力弾圧の実態について報告するとともに、軍事政権の行おうとする憲法国民投票がいかに関民主化と人権に相容れないものか、を説明し、国際社会がこの動きを指示しないように求めた。

これは、4月6日に開催された報告集会で配布したほか、ミャンマーの民主化を求める議員連盟の会合で配布、国会議員や外務省等に送付した。

4) 報告会の開催

2007年10月15日には第一回事実調査の報告会として「「ビルマの人たちはなぜ立ち上がったのか? ヒューマンライツ・ナウ現地報告会」を青山学院大学において開催した。ビルマ国内と国境地帯で活動していたジョアンナ・ストラットンおよびHRN調査団メンバーが報告会で報告し、約50名の方が参加し、メディアなどでも報道された。

また、名古屋でも、調査団メンバーである大坂恭子弁護士を中心に、2007年12月2日「ビルマ訪問報告会・在ビルマ人との交流会」を開催した。

2008年4月6日には、在日ビルマ人共同行動実行委員会、日本労働組合総連合、ビルマ市民フォーラム、青山学院大学人権研究会、4団体と共催で、ヒューマンライツ・ナウの調査報告会を兼ねて、ビルマ民主化問題に関するシンポジウム「武力弾圧から半年・ビルマ民主化を求めて— 人権侵害の実態と転機を迎えた民主化運動」を開催し、約300名の方が集会に参加した。

第一部では、HRNのタイ・ビルマ国境人権調査の報告を行い、武力弾圧の過程で、無抵抗の市民が軍政に虐殺された状況、未だに700人以上の僧侶・デモ参加者が拘束されている状況などを報告した。

第二部では、民主化勢力を排除して5月に憲法国民投票が行われようとしているビルマの状況が語られ、日本をふくむ国際社会として何ができるか、を議論した。在日ビ

ルマ人の方々から、日本政府や国会議員に対して、民主化勢力を排除したロードマップの強行に明確な反対の意思を表示し、すべての勢力との対話の実現に尽力してほしい、との要望が次々に出された。この集会には、国会議員の今野東議員、中川正春議員、末松義規議員が参加し発言をした。集会は、アピールを採択して閉会したが、アピールの骨子は以下のとおりである。

- ・ 軍事政権は、アウンサンズーチー氏とすべての政治囚、僧侶ら民主化勢力を釈放すること。
- ・ 軍事政権は、民主化勢力を排除した国民投票の強行をやめ、ただちに民主化勢力、各民族代表者らすべての関係者との実質的対話による民主化プロセスを開始すること。
- ・ 国際社会は、軍事政権が強行しようとする憲法国民投票のプロセスと憲法草案に明確な反対の意思を表明すること。
- ・ 国際社会は、軍事政権に対し民主化勢力および各民族代表者らとの対話による民主化プロセスを開始するよう強く働きかけること。
- ・ 日本政府は、ビルマで迫害・抑圧に苦しみ、祖国から逃れた人々を人道的な立場から難民として積極的に保護すること。また、第三国定住制度を通じてビルマ難民を広く受け入れること。
- ・ 日本政府は、軍事政権が民主化勢力との対話で民主化が前進するまで、限定的な人道支援以外のすべての政府開発援助(ODA)を凍結すること。

5) 声明の発表、国連への働きかけ、アクション、アドボカシー等

① 2007年9月の武力弾圧直後、HRNは、外団体との共同声明、独自声明を発表するとともに、国連人権理事会に対し、ビルマ問題に関する緊急会合の開催を求めるアジアNGOの共同行動(人権理事会議長宛公開書簡への賛同)に参加した。

武力弾圧直後に外務省人権人道課を訪問し、人権理事会で緊急会合開催および人権状況の回復を求める決議の採択に強く賛成し積極的な役割を果たすよう求めた。これは結実し、日本政府も賛成したうえで人権理事会の緊急会合が開催され、ビルマ情勢に関する決議が採択され、特別報告者の国内調査が実現した。

10月には、日本政府がこうした軍事政権に対して政府開発援助を継続している姿勢を問うべく、外務省NGO定期政策協議会で、ビルマの人権問題をメコン・ウォッチなどと共同提案した。

② また、HRNでは、ビルマの人権状況に関する以下の声明を発表した。

- ・2007年11月12日 声明「国連特別報告者のビルマ訪問、アセアン首脳会議・東アジアサミットに向けてー日本政府に対し、ビルマの人権状況打開のための行動を求める」
- ・2008年3月3日 声明「ビルマ・タイ国境・人権調査を終えてービルマの現状の事態のための日本社会がなすべきことー」

- ・2008年5月24日 声明「サイクロン被災者支援に対し、日本を含む国際社会のなすべきことー支援国会合開催にあたってー」
 - ・2008年6月5日 声明 「ビルマ軍事政権の国民投票強行・アウンサンスーチー氏の軟禁継続に抗議する」
 - ・このほか、2008年G8サミットにあたり、ビルマの人権状況に関しG8声明を出すよう求めるアドボカシーを行い、G8議長声明ら反映された。
- ③ さらに、ビルマの人権問題について国会議員に対するロビー活動を行うと共に、ミャンマーの民主化を求める議員連盟の会合にも参加している。
- また、国内での意識喚起、特に、軍政に対する抗議のために在日ビルマ人団体・日本の人権団体とともに、さまざまな活動を展開した。
- ・2007年9月9日 「NGOまつりin上野 2007」で、ビルマ女性連盟のチョチョアイ氏を講師に、ビルマの女性の権利に関するセッションを行った。
 - ・2007年9月30日 「ミャンマー(ビルマ)に平和を・犠牲者追悼キャンドル集会」を在日ビルマ大使館前で、ビルマ人のみなさまとみに行い、メディアの大きな注目を集めた。(共催:ビルマに平和を!キャンドル追悼集会 実行委員会、アムネスティ・インターナショナル日本、ビルマ市民フォーラム)
 - ・2007年12月9日 人権デー・パレード「アセアンに人権と自由を！」 (共催:アムネスティ・インターナショナル日本、ビルマ市民フォーラム、ビルマ民主化共同行動実行委員会(JAC)、MIGRANTE-JAPAN)
 - ・12月10日の在日ビルマ大使館前での共同抗議行動に伊藤和子事務局長が参加した。

6) 今後の活動予定

ビルマ軍政はサイクロンで国内が混乱しているにもかかわらず、憲法改正草案に対する国民投票を強行し、人命よりも自らの延命を優先させ、軍政延命のための憲法を制定した。ビルマの過酷な人権状況はかわっていない。

今後もビルマ国内における人権侵害の状況等を調査・告発し、その改善を国際社会に求めていく予定である。

また、ビルマで発生している重大な人権侵害に関して、責任者のアカウントビリティを追及していく活動を世界の人権団体とともに追求していく予定である。

また、来年から開始される第三国定住に関する政策提言等を発表する予定である。

3 その他

今期は、アジアを含む世界中で深刻な人権侵害が発生した。

ヒューマンライツ・ナウでは、HRN では、実際の現地調査は行っていないが、パキスタン、スリランカ、チベット、スーダン、ジンバブエ、イラクにおける人権状況の改善を求めるアドボカシーを行った。

G8 サミットにあたっては、スーダンに関しては、世界の 40 余の NGO とともに、即時停戦とダルフル地方への武器輸送の禁止などを求める G8 首脳への公開書簡を提出するとともに、「G8 洞爺湖サミット参加国に対する声明」を独自に発表し、ビルマ、スーダンの人権状況について明確なコミットメントを求めるとともに(スーダンに関しては、上記公開書簡に加えて ICC への全面的な協力を付け加えた)、テロとの戦いによる人権侵害を批判、G8 諸国のアカウンタビリティを問うた。CIVIL G8 参加、副シエルパへの要請活動などを行ったほか、G8 と並行して開催された市民サミットの人権パネル、イラクに関するパネルに報告者として参加した。意見表明としては以下のものを行った。

- 2007 年 9 月 3 日 要請書「スリランカにおける国連人権監視現地ミッションの設置を支持するように求める」
- 2007 年 12 月 6 日 声明「パキスタンにおける人権の守り手たちの即時解放と法の支配の回復を求める」
- 2008 年 3 月 27 日 「チベットの状況についての声明」

以上みてきたとおり、アジア地域、さらにアフリカ地域には、日々罪のない市民が生命の危機にさらされ、現実に殺害されている、重大な人権侵害が発生している国々がある。HRN としては、今後も事実調査、警告、アドボカシー活動を展開していく必要がある。

IV 国際支援事業(海外人権教育プロジェクト)

HRN では、アジア地域の人権の進展のために様々な人権教育・トレーニングの活動に携わっている。困難な状況に置かれている人権活動家に対する教育的援助とエンパワーメント支援がその中核になる。

1 ビルマ関係

2007 年 3 月、ビルマの人権と民主化の促進を求めて国外で活動する法律家の集まりである「ビルマ法律家協会」のアカウントウー事務局長が来日し、HRN のメンバーと交流の機会を持ち、2007 年 9 月及び 2008 年 2 月のビルマ国境訪問の際に、「ビルマ法律家協会」との交流をしたことを景気に、同協会が主催する「ピース・ロー・アカデミー」という学校の支援を始めた。「ピース・ロー・アカデミー」では、少数民族出身の若者たちに対して、2 年コースで国際人権法、比較憲法、民主主義の理念等の教育を行ってきた。ビルマにおいては、長年つづいている軍政の支配下で、少数民族出身者の多くが人権教育や民主主義教育を受けて来ることが出来ていない。同学校に通う少数民族出身者の多くが「憲法」、「人権」といった言葉に全く馴染みがない。そこで、ビルマ法律家協会は、ビルマの民主化を将来にわたって担うことが出来る人材の育成のため、このような学校を設立したのである。

ところが、これまでデンマーク政府やアメリカの大学教授等から受けていた資金援助が昨年からは止まってしまったにより、現在、ピース・ロー・アカデミーは、資金不足で開校できない状況に追い込まれた。これでは、将来、ビルマの民主化、新憲法の起草などに関わつ

ていく人材の育成を妨げるので、この度、ビルマ・プロジェクトでは、「みらいの法律家」基金を設立し、基金を募った。

ビルマ・プロジェクトでは、この資金を使って、資金的に教育を援助するとともに、今後も現地訪問を行い、人権教育者の派遣等をプランニングして教育内容にも踏み込んだ支援を充実しようと予定している。

また、「みらいの法律家」以外にも、ビルマ・プロジェクトから国内外のファンド申請を積極的に行い、ビルマの人権活動家の育成に必要な費用を集めるよう努力しており、同時に、外務省、国会議員とも資金援助について意見交換を行っている。

今後は、ビルマ・プロジェクトとしてビルマ国境付近で地道に行われている人権教育、法教育をさらに活発化させるため、その援助について取り組みを発展させるつもりである。

2 CPRDC の公益訴訟調査受け入れ

2008年8月20日から同月26日まで、中国の Center for Protection of Rights of Disadvantaged Citizens (社会的弱者のための権利擁護センター・CPRDC) に所属する7名の法律家による日本視察ツアーの受け入れを予定している。彼ら・彼女らは、いずれも中国武漢大学ロースクールの教授ないし講師で、本視察は、アジア地域における公益訴訟の経験を中国での実務ないし研究に活かすことを目的とした CPRDC のプロジェクトの一環として行われるものである。

日本では、東京及び北海道を案内する予定で、東京では、主に、環境、公害、薬害、消費者問題に関する公益(集団)訴訟の経験を伝えるべく、それぞれの分野において経験が豊富な弁護士との意見交換の機会を設定し、北海道では、過疎地対策として地元の法律家団体によって主催される無料法律相談会(北見市)や、公益訴訟の事件の現場等の視察を行う予定である。その他、公益訴訟に関わりのある裁判所関係者や市民団体との懇談の場も設けるべく、現在、その準備を進めているところである。

当団体に所属する弁護士のメンバーは、実際に公益(集団)訴訟に携わった経験を多数有しており、その意味で、本視察ツアーの受け入れにおいては、その専門性とネットワークを活かした十分な貢献ができるものと思われる。

今後、本企画がきっかけとなって、今後、アジア地域における公益訴訟に関する新たなネットワークが形成されることを期待したい。

3 中国裁判官に対するデュー・プロセス・トレーニング

HRN と友好関係のある、香港にベースを置く国際人権 NGO のアジア人権委員会(Asia Human Rights Commission) は、中国の裁判官に対する人権教育・デュープロセスのトレーニングを行うセミナーを毎年開催している。HRN も発足以後、講師としてこのセミナーに参加している。

2007年8月21-24日「捜査段階における法の支配・デュープロセスに関する東アジアセミナー」がソウルで開催され、東澤靖理事とともに伊藤和子事務局長がリソースパーソンとして参加し、日本における最近の刑事司法の改革の動向を捜査段階に絞って報告し

た。

中国の裁判官の間では、デュープロセスや被疑者被告人の権利に関する国際基準への理解がまだまだ不足しているようであり、こうしたセミナーの継続的な開催が、公正な裁判、刑事被疑者・被告人の人権尊重に対するひとつの貢献になることを期待する。まこの会合のおもな参加者は中国、韓国、日本であったが、残念なことというべきか、日本よりも韓国の刑事司法改革のほうははるかに進んでおり、日本からの参加者は韓国から大いに学ぶ機会を得ることとなった。

V 人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業(外交政策・開発援助と人権プロジェクト)

HRN は、外交政策・ODA において人権を主流化する(より人権を尊重・促進するものにする)ことを目的とし「外交政策・開発援助と人権」プロジェクトを発足した。

ODA は抑圧的政権のもとに流れ、現地の人々の苦しみが増す場合や、ODA プロジェクトが地域住民の人権を侵害するケースもあるが、これを有効に使えば、現地の人々の人権の保護・伸張を実現するのに役立つことも可能である。本プロジェクトは、日本の ODA が、現地の人々が抑圧から解放され、かけがえのない人権を享受するのに資するよう、提言を行うことを目的としている。

また、HRN は、援助政策を超えて、外交全てにおいて人権の主流化を求め、人権外交のための政策提言を行ってきた。今期は、とりわけ JICA JBIC の環境社会配慮ガイドラインの改定に伴う活動に力を注いだ。

1 JICA JBIC の環境社会配慮ガイドライン改定にむけて

1) 環境社会配慮ガイドライン改定の経緯

2008年10月、国際協力銀行(JBIC)の海外経済協力事業と国際協力機構(JICA)が統合され、JBICの国際金融等業務については、国民生活金融公庫等が統合して設立される株式会社日本政策金融公庫に統合される。

JBIC、JICAとも、環境社会配慮に関するガイドラインをもっているが、現行のガイドライン策定から数年が経過していること、この組織変更があることから、2007年から、ガイドラインの改定の準備が始まった。新JICA関連では、NGO、省庁、業界関係者、研究者からなる有識者委員会を立ち上げ、ガイドラインの改定について議論されている。実施状況確認のあり方、実施状況確認についての質疑、NGO側が問題と考えているケースについてのケーススタディー、業務フローの説明などをへて、論点表に従いガイドラインの全般的事項から討論している。

JBIC(国際金融業務のみ)では、コンサルテーションが行われ、NGO、産業界から100名程度の人が参加し、こちらでも、実施状況確認のあり方、実施状況確認についての質疑が議論され、参加者から30以上の論点が出され、順次、議論を行っており、半分以上が議論された。議論が一巡した後JBICは改定の方向性を出して討議し、その後JBIC

が具体的な改定案を出して議論をすることが予定されている。

2) 当団体の提言内容

2008年になり、現行ガイドラインの作成過程に関与したFOEやメコン・ウォッチなどのNGOからのお誘いを受けて、ガイドラインの改定プロセスにかかわることとした。人権面から意見を表明することとして、JICA, JBICのそれぞれについて意見書を提出し、関連するテーマが議論される際に、発言をしている。

意見書においては、①現行ガイドラインでは環境面だけでなく社会配慮についても触れられているが、明示的に述べられていない、労働者の権利や、保安要員の利用による地域コミュニティの安全への影響などを明示すること、②環境社会配慮の確認をするにあたって、事業者の意思・対応能力を含め審査すること、もともとの人権保障状況を把握し、人権に及ぼす影響を幅広く検討すべきこと、③ステークホルダー協議における弱者配慮、表現の自由の確保などについて提言している。さらに、④汚職の民主主義プロセスや社会権の保障を阻害する側面に着目し、汚職の防止、⑤紛争への関与をしないことなどを求めた。

当団体からの提言をうけて、JBICガイドラインにおいては、労働者の権利や保安要員の利用による地域コミュニティの安全への影響については何らかの形で盛り込まれる見込みとなった。

3) 今後の活動

当面は、コンサルテーションや有識者委員会での議論が中心となるが、ODA事業をつうじた人権保障を強化することや、国際金融業務において人権侵害が起こらないようにするために、他の議論の場を作っていきたい。

また、特定のフィールドを決め、社会権の保障がされているかという観点から、援助事業を評価することで、開発政策へのより具体的な提言を目指したい。そのための調査研究能力の拡充のため、研究者との連携も強化したい。

2 人権を基礎におく外交・援助政策を求めて

HRN 伊藤事務局長は、2007年8月に開催された国連改革パブリックフォーラムにおいて、日本の人権外交に関する包括的な提言を行う報告を行った。

アジアにおいて深刻な人権侵害が発生した機会には、日本政府に対し、問題解決へのイニシアティブを発揮するよう具体的に求める声明を発表するほか、外務省人権人道課への申し入れなどを行っている。

また、ODAに関するNGO外務省定期政策協議に参加し、人権の視点を援助政策に取り入れるよう発言を行っている。

VI 人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業(国内情報提供プロジェクト)

1 国連人権理事会普遍的・定期的審査に際し、日本の人権状況に関する情報提供

国連人権理事会は、普遍的・定期的審査として、すべての加盟国の人権状況の同僚審査を2008年より開始し、5月に日本の人権状況に関する審査が行われた。

HRNでは、OHCHRのリクエストに応じ、Asian Legal Resource Centerとともに日本の人権状況について、特に死刑、刑事司法手続、従軍慰安婦問題、外国人差別、難民、日の丸・君が代の強制、社会権の後退などについて情報提供した。この情報提供は、OHCHRによって、NGO等からの情報提供としてとりまとめられ、HRNの提供した情報が多く掲載された。

● Summary of stakeholders' information

http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session2/JP/Japan_summary_A_HRC_WG6_2_JPN_3.pdf

UPRにより、日本は多くの勧告を受け、そのうち、国内人権機関の設置の勧告受諾、自由権規約の選択議定書等の批准を前向きに検討する、との姿勢が表明された。

今後、HRNとしては日本政府のフォローアップをモニタリングし、対話を通じた人権状況の改善を進めていく予定である。

2 書籍出版関係

広報チームのメンバーを中心として、合同出版株式会社とともに、中学生から大学生等の若い読者をターゲットにした書籍の出版を企画している。

書籍のタイトルは、『人権で世界を変える30の方法(仮題)』。合同出版既刊の、「30の方法」シリーズ(『戦争をしなくてすむ世界をつくる30の方法』などのシリーズ)の最新版であり、「人権って何」「人権は、どうして国境を超えるの」といった問いに答えつつ、世界の人権問題をやさしく解説する。

既に、HRN会員を始めとする執筆予定者が原稿執筆を開始しており、人権宣言採択60周年の2008年内には、出版の予定である。

3 国際人権先例プロジェクト

本プロジェクトでは、自由権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約の4つの個人通報制度に焦点を当て、それぞれの条約機関が出した先例を紹介している。すでに50件近い先例をホームページ上に掲載し、外部の方々から有益なデータベースとして活用しているとの声が寄せられている。

今年6月には、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める請願が、参議院において全会一致で採択される等、今後、日本における個人通報制度をめぐる動きが活発化していくことが予想される。そうした中、先例を紹介する本プロジェクトの重要性は益々増していくものと思われる。

そこでこれまでは、近年、アジアの国が通報した事例を中心に紹介していたが、今後は取り上げる国、事例を増やし、内容を充実させていく予定である。また、単に事例を並べるだけでなく、内容、条文等、一定の視点を持って検索できるようにすることで、データベースとしての有益性をさらに高めることも重要な課題である。さらに将来的には、ブックレット

や資料集として出版することも検討している。

4 ウェブサイト・リニューアルへの取り組み

HRN の様々な活動を、より広く、より詳しく人びとに伝えるためには、ウェブサイトによる情報発信が必要不可欠である。実際、ウェブサイトを通じて HRN の活動に興味を持ち、会員やインターン、ボランティアに申し込む人たちや、活動内容について問い合わせをする人たちが増えており、ウェブサイトは、アドボカシーや会員拡大の重要なツールとなっている。

設立後2年が経過し、HRN の活動量が増加するに伴い、サイトに掲載すべき情報が増えてきたため、更新頻度をあげて常に最新の情報をアップすることと、必要な情報に素早くアクセスできるようにコンテンツを整理する作業が必要になった。

そこで、ウェブサイト作成や広報の経験があるスタッフを募り、現在、ウェブサイトのリニューアル作業を進めている。リニューアルによって、更新作業が容易なブログ形式を導入するとともに、サイトをはじめて訪れる初心者から、国際人権についての専門的興味を持っている層まで、幅広いニーズに対応できるウェブサイトを目指している。現在、秋頃のリニューアル完成を目途に作業を進めている。

5 世界の人権は今

世界では、日々、人権侵害・被害を伝えるニュース、それに取り組む人々・団体の行動など、人権をめぐる様々な出来事が起きている。しかし、これらの国際的な情報・ニュースの中には、重要なものであっても、英文だけに限られ、日本のメディア・日本語では十分に伝えられていないものも少なくない。そこで、①ウェブサイトに「世界の人権は今」のコーナーを設け、『「知ること、知らせること」から、私たちが「気づき、考えること」を始めていけるように』というメッセージの下、②当面、HRN が重点的に取り組むなど関心をもっているアジア地域の情報について、③国連ニュース・国連文書を中心としつつ、他の NGO や現地紙の情報なども適宜織り込みながら、④英文の人権情報の翻訳による紹介をしている。

現在、2007年11月末時点の情報を2008年1月に更新したところでアップデートが止まっているが、HRN のウェブサイトのリニューアルと同時に、その後の情報・最新の情報のアップデートを再開する予定である。

6 日弁連法務研究財団研究

2006年度の日弁連法務研究財団の研究申請に、ヒューマンライツ・ナウ設立準備会として、「国際人権 NGO 及びロースクールにおける国際人権活動の研究」を応募し、助成金を獲得した。主任研究員を伊藤和子会員、そのほか稲森幸一会員、北村聡子会員、鈴木敦士会員、迫田登紀子会員、土井香苗会員による研究班を構成した。国際人権 NGO を日本に設立するにあたって、海外の人権問題をあつかうこと、弁護士が訴訟実務を離れて NGO でアドボカシー活動をするについて、海外の実例を紹介することで、ヒューマンライツ・ナウの目指している活動の弁護士業界での認知度を高めることなどを目的とする。

当時、ニューヨーク大学ロースクールに留学中の北村聡子会員、土井香苗会員らの協

力のもと、2006年3月に稲森、鈴木、迫田でニューヨークに赴き(ただしいずれも自費)、ヒューマンライツ・ウォッチ、ヒューマンライツ・ファースト、米国自由人権協会、ニューヨーク大学ロースクールを訪問し、活動内容・団体運営の状況について調査した。さらに、2006年4月に、香港に伊藤、鈴木が赴き、アジア人権委員会、アムネスティインターナショナルアジア地域事務所などを訪問して、活動内容・団体運営を調査した。その後に進んだアジア地域の人権NGOに関する情報も含め、最終的な報告書にまとめた。研究論文はすでに提出され、出版を待つ状況にある。

7 学習会等

今期は、下記に記載したとおり、イベント、セミナーを開催した。一方、当団体所属のボランティアが国際人権法について学ぶ、自主的な勉強会を開催したい、という議論が大きくなり、ボランティア主催の学習会が5月以降二度にわたり開催されている。

また、今後は定期的に例会を開催するなど、会員の多くの方に楽しんで参加していただく企画などを検討していく予定である。

なお、ヒューマンライツ・ナウに関連する勉強会・講演会として、今期は以下のようなものがあった。いずれも伊藤和子事務局長がHRNの活動およびプロジェクトに関わる問題意識について講演をした。

- ・早稲田大学模擬国連主催講演会 「ミレニアム開発目標とジェンダー」
- ・国際連合学生連盟主催人権デー講演会 「国境を超える人権NGOの活動」
- ・清泉女子大学オープンカレッジ 「国境を超える人権NGOの活動」
- ・東都生協講演会 「国境を超える人権NGOの活動」
- ・中央大学国際法研究会主催講演会「国境を超える人権NGOの挑戦」

三 HRNが主催したイベント、セミナー等の開催

この間開催したイベント、セミナー等は以下のとおりである。

- 2007年7月20日 第1回総会&1周年記念トークショー「なんか、人権とかゆうヤツ、嫌いなんだよね〜・・・そのココロは？」

マエキタミヤコ氏、土井香苗、阿部浩己理事長(大手町カフェ)

- 2007年9月9日 「NGOまつりin上野2007」

(主催はNGOまつり運営委員会:参加団体はオックスファムジャパン、アフリカ日本協議会、PSC、自然エネルギー推進市民フォーラム、ACE、フリー・ザ・チルドレン・ジャパン、国際子ども権利センター、地雷廃絶日本キャンペーン、ジュマ・ネット、シェア=国際保健協力市民の会、日本国際ボランティアセンター)

HRNは、ビルマトークセッションと写真展を開催 (お話 チョチョアイ氏、写真 郡山総一郎氏)

- 2007年9月30日 「ミャンマー(ビルマ)に平和を・犠牲者追悼キャンドル集会」 (共催:ビルマに平和を!キャンドル追悼集会 実行委員会、アムネスティ・インターナショナル)

ル日本、ビルマ市民フォーラム)

●2007年10月15日 タイ・ビルマ人権調査帰国報告会「ビルマの人たちはなぜ立ち上がったのか?」(青山学院大学)

ジョアンナ・ストラットン、石田真美ほか

●2007年11月29日 シンポジウム「国際協力とジェンダー」(HRN 学生グループ主催、早稲田大学)

若杉なほみ氏、石黒清子氏、林陽子氏、上柳敏郎氏

●2007年12月2日 「ビルマ訪問報告会・在ビルマ人との交流会」

大坂恭子ほか

●2007年12月9日 人権デー・パレード「アセアンに人権と自由を！」(共催:アムネスティ・インターナショナル日本、ビルマ市民フォーラム、ビルマ民主化共同行動実行委員会(JAC)、MIGRANTE-JAPAN)

●2007年12月12日 「カンボジア調査報告会 クメール・ルージュ法廷のいま」山本晋平ほか

●2008年4月6日 「シンポジウム 武力弾圧から半年・ビルマ民主化を求めて
「一人権侵害の実態と転機を迎えた民主化運動」

(共催:在日ビルマ人共同行動実行委員会、日本労働組合総連合会(連合)、ビルマ市民フォーラム、青山学院大学人権研究会)

(賛同団体:アムネスティ・インターナショナル日本、アーユス仏教国際協力ネットワーク、日本ビルマ救援センター、日本ビルマ問題を考える会、ピースボート、ヒューマン・ライツ・ウォッチ)

古賀申明氏(連合)、根本敬氏(上智大学)、中島敏氏(外務省)渡邊彰吾氏、田辺寿男氏、今野東議員、中川正春議員、末松義規議員、伊藤和子、石田真美、大坂恭子ほか。

●2008年7月6日(日)「名古屋に住むビルマ人・フィリピン人と共に今、アジアで起きている出来事を考える」

ビルマ民主化☆名古屋、フィリピンの政治的殺害を止める市民ネットワーク・名古屋フィリピン人移住者センター(FMC)、フィリピン情報センター・ナゴヤ、(社)アムネスティ・インターナショナル 日本 わやグループ、後援(特活)名古屋 NGO センター

四 会合出席等

HRN 発足以後、国内における様々な NGO 等の会合に出席し、ネットワークを広げている。参加した会合等は下記のとおりである。

今期は、洞爺湖サミットを前に、G8 NGO フォーラム(人権・平和ユニット)に参加し、様々な活動を行ったが、詳細は割愛する。

I 海外

2007年8月21-24日「捜査段階における法の支配・デュープロセスに関する東アジアセミ

ナー]アジア人権委員会(Asia Human Rights Commission) 主催

II 国内

- ・ 2007年8月1日 国連改革パブリックフォーラム 人権分科会
- ・ 2007年9月6日 国際人権コンサルテーション
- ・ 2007年10月16日、NGO 外務省 第2回 ODA 定期政策協議会
- ・ 2008年1月12日「クメールルージュ裁判とカンボジアジェノサイド再考」
東京大学比較ジェノサイド研究会主催
- ・ 2008年2月1日、2日 外務省主催「日本の人権・民主主義外交シンポジウム」参加
- ・ 2008年2月23日「ビルマ サフラン革命の真実ータイ・ビルマ国境訪問の報告ー」第52回・ビルマ市民フォーラム例会で講演
- ・ 2008年3月3日「国際セミナー平和を構築するということーフィリピンの紛争調停に学ぶー」アジア・ファンデーション日本事務所主催
- ・ 2008年3月6日「世界基準で考える平和と人権 ー世界を駆ける弁護士」
青年法律家協会弁護士学者合同部会大阪支部、民主法律協会(民法協)国際交流委員会、国際法律家協会関西支部主催 伊藤和子事務局長 講演
- ・ 2008年4月11日 国際人権コンサルテーション出席
- ・ 2008年4月23-24日 G8 サミット NGO フォーラム主催「Civil G8 対話」
伊藤和子事務局長、パネリストとして出席
- ・ 2008年5月2日 UPR に関する日弁連コンサルテーション
- ・ 2008年6月6日 NGO・外務省定期協議会・全体会議
- ・ 2008年7月 G8 サミット NGO フォーラム主催
伊藤和子事務局長 人権パネルおよびイラク・パネルで発言

五 成果物・意見表明

I 国連機関への情報提供、通報

OHCHR に対する人権理事会普遍的定期的審査(UPR)にむけた日本の人権状況に関する情報提供(アジア・リーガル・リソース・センターとの共同)

2007年9月28日 “Open Letter to the President of Human Rights Counsel”

国連人権理事会議長宛、アジアの60余の NGO とともに、ビルマに対する武力弾圧を受けて、人権理事会緊急会合の開催を求めた。

II 声明等

2007年8月30日 要請書「ビルマにおける平和的な市民デモに対する弾圧と活動家逮捕に対する日本政府の対応について」

2007年9月3日 要請書「スリランカにおける国連人権監視現地ミッションの設置を支持するように求める」

- 2007年9月28日 共同声明「ビルマの軍事政権による武力弾圧に抗議」
- 2007年9月29日 声明「ビルマ(ミャンマー)における軍事政権の人権侵害に強く抗議し、日本を含む国際社会の事態打開のためのすみやかな対応を求める」
- 2007年11月12日 声明「国連特別報告者のビルマ訪問、アセアン首脳会議・東アジアサミットに向けてー日本政府に対し、ビルマの人権状況打開のための行動を求める」
- 2007年12月6日 声明「パキスタンにおける人権の守り手たちの即時解放と法の支配の回復を求める」
- 2007年12月9日 フィリピンの超法規的殺害の解決を求める声明
- 2008年3月3日 声明「ビルマ・タイ国境・人権調査を終えてービルマの現状の事態のための日本社会がなすべきことー」
- 2008年3月27日 「チベットの人権状況についての声明」
- 2008年5月24日 声明「サイクロン被災者支援に対し、日本を含む国際社会のなすべきことー支援国会合開催にあたってー」
- 2008年6月5日 声明 「ビルマ軍事政権の国民投票強行・アウンサンスーチー氏の軟禁継続に抗議する」
- 2008年6月17日 サミット「G8 洞爺湖サミット参加国に対する声明」
- 2008年7月6日 G8諸国に対し、継続中の重大な人権侵害へのコミットメントを求める
- 2008年7月9日 人権分野「G8諸国は、言葉だけでない現実のコミットメントを」

III 報告書・意見書等

- 2008年2月1日 「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン改訂に向けての提言書～人権保障の観点から～」(国際協力銀行(JBIC)に提出)
- 2008年4月4日 『ビルマの人権状況と民主化への道 サフラン革命から半年 タイ・ビルマ国境事実調査報告書』
- 2008年4月6日 『フィリピン 人権の守り手たちが殺されている超法規的殺害・強制失踪に対する事実調査報告と日比両政府への提言』
- 2008年4月10日 「環境社会配慮のための国際協力機構・国際協力銀行ガイドライン改訂に向けての提言書～人権保障の観点から～」(新 JICA 有識者委員会へ提出)
- 2008年7月 『集団被害者訴訟の実務日本における集団訴訟の経験から ECCC の被害者参加への提案』(ECCC などに提出)

IV 賛同した声明等

- 2007年10月3日 国連拷問禁止委員会最終審査フォローアップに関する申入書
- 2007年10月3日 対ビルマ ODA に関する共同声明
- 2008年5月1日-6月30日 「児童労働反対世界デー・キャンペーン 2008」に賛同
- 2008年5月30日 NGO 共同要請「国連人権理事会の普遍的定期審査(UPR)作業部会報

告書草案への審査対象国政府としての対応について」賛同
2007年10月28日 緊急集会「ビルマ(ミャンマー)軍政と日本—日本外交を動かそう！」

第二 組織運営

一 会員の状況等

正会員 440 名(うち学生等会員約 54 名)、賛助会員 70 名である。今期は会員向けにニュースレターを 3 号送付し、メールマガジンの配信を行い、イベントの案内などを行っている。また、会員以外の方々にも広く当会の活動に関心を持ち、サポートしていただくよう、メールマガジンを会員以外の希望者に送信しているが、さらなる参加・サポートの形態を検討したい。

HRN は、日本の市民社会に広く支えられ、影響力の大きい市民団体に成長していきたいと考えており、引続き会員の皆様のご協力・ご支援をいただくとともに、会員数をさらに飛躍的に向上させていきたいと考えている。とりわけ法律家以外の市民の方々にも広く会員として活動に参加していただきたい。

二 事務所の現状

設立後、台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル3階に事務所を置いている。

三 組織運営(ボランティア・インターンの状況も含め)

2008 年 4 月、NPO 認証を受け、特定非営利活動法人となった。

理事会は平成19年度に3回開催し、定款上必要な組織運営事項のほか、団体の方針等について自由討議を行い、意見書等の発表についてはメール等により合意形成を図っている。

事務局長以下 20 名ほどの事務局メンバーがいるが、弁護士のボランティアによって業務が支えられている。事務局会議を月1から2回行い、19年度は、2度、一日会議を行った。

事務所には、日常業務に対応するため、パートタイムの(おおむね週20時間)事務職員1名を置いており、随時ボランティアを募集して対応している。

今期、特筆すべきは、法律事務所からのプロボノ活動として HRN の活動に参加をいただいたことである。モリソン&フォスター、伊藤・見富法律事務所と合意を結び、ヒューマンライツ・ナウのビルマ・プロジェクトを中心にリサーチ、報告書作成などの活動にご参加いただき、心より感謝している。今年も同事務所との提携を深め、さらに多くの法律事務所からのプロボノ活動の受け入れを図りたい。

また、女性に対する暴力プロジェクト、国際先例プロジェクトをはじめとして、比較的若手の研究者の方々にプロジェクトに参加していただいていることも特筆すべきであり、今後も実務家と研究者による共同作業の機会を増やしていきたい。

HRN では、インターンを積極的に受け入れており、調査研究に関与している。日本の学生等のほか、今期はコロンビア大学ロースクールから 5 名のインターンを受け入れた。日本から

は早稲田大学のエクスタンシッブ、青山学院大学の公益実務研修の受け入れを行っている。

各プロジェクトには、インターンや事務局以外の参加メンバーも参加して、それぞれ事務局会議とは別に会議を開催し、活動を行っている。

ボランティアは、翻訳ボランティアと、広報・イベントボランティアに分かれ、それぞれ10名程度が活動している。広報・イベントボランティアは、月一度の会合のほか、勉強会を開催し、グッズの作成、販売やイベントの準備などに積極的にかかわっている。

来期は、弁護士以外の事務職員を一名パートタイムで採用したいと考えている、これを機に、広報、ファンドレイズ、会員拡大などの強化を図りたい。

また、様々な経験を持つ会員に、各種プロジェクトに積極的に参加していただきたい。

四 広報・会計・ファンドレイズ

I 会費収入について

今期は、会員からの寄付や複数口の年会費支払いをしていただくなど多大なご協力を得て、心より感謝したい。一方、会費未納の会員についてご理解をいただく方策をきめ細かく検討していくことが仮題である。また、会員の一層の拡大をはかっていくことが重要と考えている。

II 財団等の収入について

今期は後半より積極的に財団申請を行ったものの、まだ目に見える成果が得られていない。この分野について精通したスタッフの拡充が望まれる。

III 企業に対するファンドレイジングについて

ファンドレイジングについて、専任のアドバイザーを得ることができ、企業への訪問などを積極的に行っている。今後、この活動を、企業の社会的責任に関する啓発活動などとあわせ、いっそう拡大したい。

IV 広報について

広報については、ウェブサイトの更新、リーフレットの改定について、団体外のクリエイターのご協力を得て進めている。

今期は、新聞社との懇談会を一度実施し、ビルマ調査を受けた記者レクも行った。特にビルマ問題とG8サミットへの対応について、新聞、ラジオ、インターネット新聞のインタビューなどに答えてそれが比較的大きく掲載されるなどしており、また、4月6日のイベントはTBSで紹介されるなどしており、少しずつ、新聞・テレビメディアへの浸透が図られつつある。

今後はさらに多くの人に知っていただけるよう、ボランティアの力も得て、広報戦略を真剣に検討する必要がある。

五 各種会議開催状況

I 2007年度は、事務局会議を月におおむね1回開催するほか、年に2回1日会議を開催して活動の評価と予定を議論した。活動の拡大に伴い、団体としての組織運営事項を事務局会

議で議論し、個別プロジェクトの活動内容の共有をプロジェクト会議を別個に月1回程度行うこととして、会議の効率化に努めた。

さらに、広報・ファンドレイジング会議を開催している。

II 事務局会議開催状況

2007年7月17日、8月11日(1日会議)、9月11日、10月11日、11月13日、12月13日

2008年1月21日、2月16日(1日会議)、3月21日、4月15日、5月21日、6月20日

III プロジェクト会議開催状況

2008年5月15日、6月6日、7月8日

六 役員一覧

I ヒューマンライツ・ナウ 理事

理事長 阿部浩己(神奈川大学法科大学院教授)(以下五十音順)

伊藤和子(弁護士) 伊藤千尋(ジャーナリスト) 伊藤真(伊藤塾塾長) 上柳敏郎(弁護士、早稲田大学法科大学院教授) 大石進(日本評論社会長) 川村暁雄(チュラロンコン大学アジア研究所客員研究員) 白石理(アジア・太平洋人権情報センター所長) 土井香苗(弁護士) 東澤靖(弁護士、明治学院大学法科大学院教授)

II ヒューマンライツ・ナウ 監事

濱田広道(弁護士)

III ヒューマンライツ・ナウ 顧問

岩沢雄司(東京大学法学部教授、自由権規約委員)

須網隆夫(早稲田大学法科大学院教授)

フランク・アップハム(ニューヨーク大学ロースクール教授)

新倉修(青山学院大学法科大学院教授)

横田洋三(中央大学法科大学院教授、国連大学学長特別顧問)

IV ヒューマンライツ・ナウ アドバイザー

秋元由紀(メコン・ウォッチ) 梓沢和幸(弁護士) 内田晴康(ローエイシア日本代表理事)

上村英明(市民外交センター) 熊岡路矢(JANIC 理事) 小島延夫(弁護士 早稲田大学法科大学院教授) 佐藤安信(東京大学教授) 斉藤誠(弁護士) パク・チャンウン(漢陽大学教授、韓国国家人権委員会前人権政策本部長) 林陽子(早稲田大学法科大学院教授)

古屋恵美子(アジア人権委員会理事) マージョリー・フィールズ(弁護士、元NY州裁判所)

宮澤節生(青山学院大学法科大学院教授) 山田洋一(弁護士) 渡邊彰吾(弁護士)

第三 会計・財務

2007年会計報告・収支計算書(別紙添付)

活動内容に記載したとおり、HRN の活動、とりわけ国際支援活動はアジア諸国にまたがり、活動内容も多岐に渡っているため、期待される活動に比して収入が少ない状況にある。調査には海外への渡航費が必要となるが、現状では事務局員が自己負担している場合がほとんどである。また国連等国際会議で積極的に活動していくことが重要であるが、現状では自己負担ないし招聘以外では厳しい状況にある。

海外からの様々な要請に答え、プロジェクトを充実させ、アジア地域の人権状況のウォッチ・ドッグとして活動していくためには抜本的に財政状況を充実させることが極めて重要である。

会の一層の発展のために皆様の一層のご協力をお願いしたい所存です。

以上